

○江戸川区総合体育館条例

昭和四十四年十二月十日条例第三十四号

〔注〕昭和六一年から改正経過を注記した。

改正

昭和四七年 一月条例第一号

昭和四八年一二月条例第三六号

昭和五五年 四月条例第三八号

昭和五五年一〇月条例第五三号

昭和五六年 三月条例第二四号

昭和六一年 三月条例第二七号

平成 元年 三月条例第三三号

平成一二年一二月条例第六二号

平成一三年 三月条例第三九号

平成一七年 三月条例第二四号

平成一七年 六月条例第三二号

平成二一年一二月一五日条例第三〇号

平成二六年 三月二〇日条例第一四号

江戸川区総合体育館条例

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区総合体育館（以下「体育館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 スポーツ・レクリエーションの実践、その他各種行事の用に供し、健康で文化的な区民生活の向上をめざし、体育館を次のとおり設置する。

名称

位置

江戸川区総合体育館 江戸川区松本一丁目三五番一号

一部改正〔昭和六一年条例二七号・平成一七年二四号〕

（事業）

第三条 体育館は、前条に定める設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 体育館の利用に関すること。
- 二 スポーツ及びレクリエーションの普及に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業に関すること。

一部改正〔平成一七年条例二四号〕

（利用区分）

第四条 体育館の利用の区分は、次のとおりとする。

- 一 貸切利用
- 二 一般公開利用

一部改正〔平成一七年条例二四号〕

（利用承認）

第五条 体育館を利用しようとする者は、第十五条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一七年条例三二号〕

（利用の不承認）

第六条 指定管理者は、体育館の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない。

- 一 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 その他管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例二四号・三二号〕

（施設及び利用料金）

第七条 体育館の施設及びその利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 体育館の付帯設備、備付器具及びその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

3 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

一部改正〔平成元年条例三四号・一三年三九号・一七年二四号・三二号〕

（利用料金の不還付）

第八条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成一七年条例二四号・三二号〕

（利用承認の取消等）

第九条 指定管理者は、体育館の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
- 二 利用の目的に反する行為があつたとき。
- 三 災害その他の事故により施設の利用ができなくなつたとき。
- 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例二四号・三二号〕

（原状回復の義務）

第十条 利用者は、その利用が終つたとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

一部改正〔平成一七年条例二四号・三二号〕

（利用権の譲渡禁止）

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一七年条例二四号〕

（損害賠償の義務）

第十二条 利用者は、施設及び付帯設備等をき損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例二四号・三二号〕

（特別の設備等の使用）

第十三条 利用者は、体育館の利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

全部改正〔平成一七年条例三二号〕

（開館時間等）

第十四条 体育館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

全部改正〔平成一七年条例三二号〕

（体育館の管理）

第十五条 体育館の管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例三二号〕

（指定管理者が行う業務）

第十六条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他体育館の運営に関すること。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成一七年条例三二号〕

（指定管理者の指定等）

第十七条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、体育館の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七年条例三二号〕

（委任）

第十八条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例三二号〕

付 則

この条例は、委員会規則で定める日から施行する。

（昭和四十五年五月教委規則第一号で、同四十五年五月十八日から施行）

付 則（中間省略）

付 則（平成一七年三月二五日条例第二四号）

この条例は、平成十七年六月一日から施行する。

付 則（平成一七年六月二四日条例第三二号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十四条の次に三条を加える改正規定（第十七条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区総合体育館条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用の承認を受ける者から適用し、同日前に利用する者及び既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成二一年一二月一五日条例第三〇号）

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。（平成二十二年五月規則三十二号で、同二十二年五月十六日から施行）
- 2 この条例による改正後の江戸川区総合体育館条例の規定に基づき指定管理者が行うアーチェリー場の利用の承認その他アーチェリー場の利用のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第一四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の江戸川区総合体育館条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第七条関係）

貸切利用料金

単位時間	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
	午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時三十分	午前九時～午後九時三十分
施設名				
主競技場	九、二六〇円	一二、三四〇円	一八、五一〇円	四〇、一一〇円

柔道場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円	六、七九〇円
剣道場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円	六、七九〇円
弓道場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円	六、七九〇円
アーチェリー場	三、五〇〇円	四、九四〇円	六、九九〇円	一五、四三〇円
エアライフル射場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円	六、七九〇円
卓球場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円	六、七九〇円
温水プール	九、二六〇円	一二、三四〇円	一八、五一〇円	四〇、一一〇円
会議室	一、二三〇円	一、七五〇円	二、三七〇円	五、三五〇円

備考

- 一 区民以外の者が施設を利用する場合には、規定利用料金の十割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 二 中間時間（正午から午後一時まで及び午後五時から午後六時まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、一時間を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。
 - イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を利用料金とする。
 - ロ 午後五時から午後六時まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額を利用料金とする。
- 三 主競技場は、スポーツ・レクリエーションの実践に限り二分（床面積の二分の一）して利用することができる。この場合には、規定利用料金の二分の一とした額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。
- 四 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。
- 五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

六 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。

七 温水プールは、指定管理者が管理上支障がないと認めたときは、分割して利用することができる。この場合には、規定利用料金を利用コース数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

八 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

九 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

全部改正〔平成二六年条例一四号〕

別表第二（第七条関係）

一般公開利用料金

施設名	単位時間	一施設当たり	
		一般（高校生以上）	小・中学生
主競技場	午前（午前九時～正午）	二一〇円	五〇円
柔道場	午後（午後一時～午後五時）	二一〇円	五〇円
剣道場	夜間（午後六時～午後九時三十分）	二一〇円	五〇円
弓道場			
アーチェリー場			
エアライフル射場			
卓球場			
トレーニング室			
トレーニングスタジオ			
オ			
温水プール	二時間	二一〇円	五〇円

備考 単位時間については、指定管理者は、時間帯、曜日又は季節ごとの利用状況に応じて、変

更することができる。

全部改正〔平成二六年条例一四号〕